

役員・評議員・評議員選任解任委員 報償金規程

社会福祉法人 東進

役員・評議員・評議員選任解任委員 報償金規程

第1条 法人の役員・評議員・評議員選任解任委員には理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等による交通費を下記の通り費用弁償できる。

1.費用弁償 5,000 円

附則

この規定は、平成20年6月10日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。